

収入事務委託事業者指定告示

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項及び東村山市
会計事務規則(昭和42年東村山市規則第9号)第36条第1項の規定に基づき
次のとおり告示する。

令和 4年 4月 1日

東村山市長 渡部



1 収入事務の内容

委託型生活支援サービス事業に係る利用料の徴収

2 受託者

名 称 公益社団法人東村山市シルバー人材センター

所在地 東京都東村山市久米川町4-9-19

代表者 中野 治雄

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで